

自衛隊基地・駐屯地等におけるゆうちょ銀行現金自動預払機撤去に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月二十六日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月殿



# 自衛隊基地・駐屯地等におけるゆうちょ銀行現金自動預払機撤去に関する質問主意書

昨今の郵政民営化移行に伴い、ゆうちょ銀行が現金自動預払機（ＡＴＭ）の撤去を実施していることが全国各地で大きな影響を与えている。

このことは、その職務の特殊性によつて、数年毎に全国規模での転勤を余儀なくされている自衛隊員、或いは離島その他の生活の著しく不便な地において勤務することが要求されている自衛隊員にとつても同様であり、特に営内居住を義務づけられ、勤務および生活を営内で実施する隊員の場合、これまで基地・駐屯地内に設置されていたゆうちょ銀行ＡＴＭの撤去は、これらの隊員の利便性を大きく損なう事態であり、任務遂行にも影響が出かねない。よつて、以下、質問する。

一 自衛隊基地・駐屯地内における金融機関、その他自衛隊員の生活に不可欠な施設の設置のあり方について、政府の見解を明らかにされたい。

二 平成十九年十月一日の郵政民営化以降、全国の基地・駐屯地等に設置されていたゆうちょ銀行ＡＴＭについて、これまで何力所の基地・駐屯地等で撤去されたのか、また撤去される予定なのか明らかにされたか。

三 基地・駐屯地等に設置されていたゆうちょ銀行ＡＴＭの存続または撤去に係る要件について明らかにされたい。

四 基地・駐屯地等に設置されていたゆうちょ銀行ＡＴＭの撤去に係る協議が、双方同意のうえ実施されていたか否かについて明らかにされたい。

右質問する。